

軽自動車税の減免の範囲について

1. 身体障害者手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分		障 害 の 級 別
視覚障害		1 級から3 級までの各級及び4 級の1
聴覚障害		2 級及び3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能又は言語機能障害		3 級（喉頭嚥出に係るものに限る。）
上肢不自由		1 級及び2 級
下肢不自由		1 級から6 級までの各級
体幹不自由		1 級から3 級までの各級及び5 級
乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び2 級
	移動機能	1 級から6 級までの各級
心臓機能障害		1 級、3 級及び4 級
じん臓機能障害		1 級、3 級及び4 級
呼吸器機能障害		1 級、3 級及び4 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級、3 級及び4 級
小腸機能障害		1 級、3 級及び4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から3 級までの各級
肝機能障害		1 級から4 級までの各級

2. 戦傷病手帳をお持ちの方

障 害 の 区 分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第4 項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4 項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4 項症までの各項症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第2 項症までの各項症（喉頭嚥出に係るものに限る。）
上肢不自由	特別項症から第3 項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6 項症までの各項症及び第1 款症から第3 款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6 項症までの各項症及び第1 款症から第3 款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症
肝機能障害	特別項症から第5 項症までの各項症

3. 療育手帳をお持ちの方

- ・ ㊤（㊤の1、㊤の2）又はA の1の方
- ・ A の2で、音声・言語又は上肢の機能障害があり、身体障害者手帳に「3 級」と記載されている方

4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 手帳に「1 級」と記載されている方